

札幌市公共交通協議会

協議運賃部会 資料

令和8年(2026年)3月3日 札幌市公共交通協議会事務局
(札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課)

■協議事項

1. 運賃改定の必要性について
2. 利用者等の意見を反映させるための必要な措置の手法について
3. 次回の協議運賃部会の開催時期について

■運賃改定の必要性について

○運賃改定額別の効果見込み

事務局にて10円から50円の範囲で効果見込みを推計。

※3社(北海道中央バス・ジェイアール北海道バス・じょうてつ)合計

項目	運賃改定額				
	10円	20円	30円	40円	50円
運賃改定による増収分 (年間見込額)	417百万円	835百万円	1,252百万円	1,669百万円	2,086百万円
待遇改善に充てる費用 ・賃上げ(定期昇給・ベースアップなど) 60% ・各種手当の拡充 30% ・職場環境の改善 10%	353百万円	706百万円	1,059百万円	1,412百万円	1,765百万円
平均年収 (3社平均額) ※全産業平均:527万円 (令和6年時点)	496万円 【約10万増】	509万円 【約30万増】	521万円 【約40万増】	534万円 【約50万増】	547万円 【約60万増】

➡各社とも運賃改定による増収分のほとんどを待遇改善に充てる想定

■利用者等の意見を反映させるための必要な措置の手法について

道路運送法第9条第5項において、協議運賃により運賃改定を実施する場合、「あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と定められている。その手法として、「住民アンケート」を採用することとした。

<参考> 中部運輸局資料抜粋「公聴会等の手法」

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※ () 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

※「⑤事業者団体へのヒアリング」については、当事者である市内バス事業者を除き、利害関係のある事業者団体は本市では存在しないことから、事業者団体へのヒアリングは実施しない(札幌運輸支局確認済み)。

■次回の協議運賃部会の開催時期について

○事務局にて、住民アンケートを作成

○令和8年4月に住民アンケートを実施(1か月程度)

○令和8年6月に協議運賃部会を開催し、住民アンケートの結果等を踏まえたうえで、運賃改定の実施可否等を決定

※運賃改定が決定された場合は、改定額及び改定時期についても、あわせて決定する。